



令和8年度 新宿区教育委員会学校栄養士（産休代替） 募集案内

この採用選考は、産休を取得する新宿区教育委員会学校栄養士（地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員）（以下、「産休等取得者」という。）の代替職員として、一会計年度の範囲内で、産休取得者の承認期間を限度として、新宿区教育委員会学校栄養士として採用するために実施するものです。

1 職種、採用予定数等

職種	職名	採用予定数
医療技術系	学校栄養士	1名

2 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員（一般職）

3 職務内容

- （1） 学校給食に関する基本計画への参画に関すること。
- （2） 栄養管理に関すること。
- （3） 衛生管理に関すること。
- （4） 検食等に関すること。
- （5） 物品管理に関すること。
- （6） その他学校給食の提供に関すること。

4 勤務場所

新宿区立小学校、中学校及び学校運営課

5 任用期間

令和9年1月1日から令和9年3月31日まで

※ 産休等取得者の承認期間を限度として、一会計年度の範囲内で期間を定めた任用です。令和9年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

※ 産休・育休の承認期間に応じて任期が変更となることがあります。

6 受験資格

次の要件を全て満たすこと。

- （1） 栄養士資格または管理栄養士資格を有していること。
- （2） 誠実かつ意欲的に職務に取り組み、任用期間中の職務を遂行できること。
- （3） コミュニケーション能力があり、他の職員と協調して業務を遂行する能力があること。

- (4) パソコンによるワード・エクセル等を使用した文書作成・経理事務及び栄養管理ソフトによる献立作成・発注業務ができること。
- (5) 職務上知り得た個人情報等の秘密を守れること（その職を退いた後も同様とする。）。

※ ただし、地方公務員法第16条等のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 新宿区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

7 選考方法、日時及び場所

(1) 第一次選考

選考方法	書類選考
結果発表	令和8年11月中旬 ※ 結果は合否にかかわらず申込者全員にお知らせします。

(2) 第二次選考

日時・会場	日時 令和8年11月下旬（相談に応じます） 午前9時～午後6時までの指定する時間 20分程度 会場 新宿区役所 ※ 詳細は第一次選考合格時にお知らせします。
選考方法	面接（個別面接）
結果発表	令和8年12月上旬 ※ 結果は合否にかかわらず受験者全員にお知らせします。

8 申込手続

所定の申込書に必要事項を記入し、下記のとおり提出してください。

申込書は、学校運営課で配布します。また、新宿区のホームページからもダウンロードできます。

なお、申込書類は一切返却いたしません。

申込方法	郵送または持参による。 ＜提出書類＞ ・ 新宿区会計年度任用職員採用選考申込書(学校栄養士用) ・ 栄養士免許証または管理栄養士免許証の写し(A4判) ・ 返信用封筒 ※サイズは長形3号で、ご自分の住所、氏名を記載し、110円切手
------	---

	<u>を貼ったもの</u> <郵送の場合> ・ A4判が入る大きさの封筒に申込書、栄養士免許証の写し、返信用封筒を入れ、 <u>表に赤字で「学校栄養士採用選考申込書」と明記し、簡易書留で郵送</u> してください。 簡易書留によらないものの郵便事故については責任を負いません。
申込期間	令和8年10月30日(金)～11月11日(水) (必着) ◆持参は上記期間の土曜、日曜、休日を除く午前8時30分から午後5時までとします。
申込先	〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目5番1号 新宿区教育委員会事務局 学校運営課 保健給食係 (区役所第一分庁舎4階)

9 勤務条件

勤務時間	1日6時間30分（休憩時間を除く） 月曜日から金曜日の間で週5日勤務（週32時間30分勤務） ※ 勤務時間は、午前8時00分から午後4時45分までの間で所属長が定めます。 ※ 休憩時間は60分です。 ※ 所定労働時間を超えて勤務することは原則としてありません。
休日等	週休日：原則として土・日曜日及び所属長が定める日（5日間） 休日：国民の祝日、年末年始 ※ 学校行事のある土・日・祝日は出勤していただく可能性があります。 （その際は、週休日の振替や代休日の指定を行います）
休暇等	（有給休暇） 年次有給休暇、慶弔休暇等があります。 （無給休暇） 病気休暇（引き続く5日までは有給）、母子保健健診休暇等があります。
報酬等	・月額 25万円程度（地域手当相当分を含む。） ・通勤費用 上限額 月額55,000円の範囲内で支給 ※ 採用前に給与改正等があった場合は、その定めるところによります。 ※ 昇給制度はありません。 ※ その他賞与の支給があります。
加入社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険を適用します。
公務災害補償	地方公務員災害補償法、特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法等の定めにより公務災害の補償をします。
服務	地方公務員法の服務規定が適用されます。 地方公務員法の懲戒処分・分限処分の対象となります。
再度の任用	1 再度の任用の有無 任用期間満了後、同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ、産休・育休等の期間が年度をまたぐ場合に限り、再度任用される可能性があります。採用の方法は選考によるものとし、募集の方法は原則として公募により行うものとします。 2 公募によらない再度の任用

	<p>特例で公募によらない再度の任用を行う場合、原則として面接及び従前の勤務実績等により判断します。公募によらない再度の任用が行われた場合、産休・育休等の承認期間を超えた任用は行いません。</p> <p>※ 職が廃止された場合や代替の必要がなくなった場合等は、再度の任用は行いません。</p>
--	--

10 個人情報の取扱いについて

本採用選考の実施にあたり、申込書等により収集した個人情報については、本採用選考業務にのみ使用します。

11 求職者等に対するセクシャルハラスメント対策について

新宿区は求職者等へのセクシャルハラスメント防止に関するルールを定めています。

また、求職活動等の過程で被害を受けた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は新宿区公式 HP 職員募集ページ内の「求職者等に対するセクシャルハラスメント対策について」をご覧ください。

URL : http://www.city.shinjuku.lg.jp/kusei/jinji01_000001_00030.html

相談窓口 : 新宿区総務部総務課

電話 : 03 (5273) 3505 (直通) E-mail : somusodan@city.shinjuku.lg.jp

新宿区役所第一分庁舎案内図

◆住所

東京都新宿区歌舞伎町一丁目5番1号

◆電話

03 (5273) 3098(学校運営課直通)

◆最寄りの駅

JR・丸ノ内・小田急・京王線新宿駅、丸ノ内線・副都心線新宿三丁目駅、西武新宿駅、都営大江戸線新宿西口駅の各駅から徒歩約5分

◆最寄りのバス亭

歌舞伎町、新宿五丁目、新宿駅東口、新宿追分、新宿伊勢丹前、日清食品前

案内図



【問い合わせ先】

新宿区教育委員会事務局 学校運営課 保健給食係 (区役所第一分庁舎4階)

所在地: 〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町一丁目5番1号

電話番号 03(5273)3098 (直通) (土日祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)